

(院)

まず、冒頭に勤務労働条件に関する提案が、今年度末を迎えるこの時期に行うことを深くお詫びするところである。

それでは、提案を行う。

平成 25 年 3 月 25 日

大阪市職員労働組合弘済院支部
支部長 池 田 尚 史 様

大 阪 市 立 弘 済 院
院 長 藏 野 芳 男

平成 25 年度業務執行体制に係る勤務労働条件について（提案）

昨年 12 月 14 日に貴職から 2013 年度業務執行体制の確立に向けた申し入れを受けたところである。

業務執行体制については、管理運営事項であり職制が自らの判断と責任において行うものであるが、その改編等による具体的な勤務労働条件については、交渉事項とされているところでありこれについては誠意を持って対応するものと考えております。

今般、平成 25 年度の業務執行体制において、次のとおり附属病院第 2 病棟の勤務形態・勤務時間・休憩時間の変更を実施いたしたくご理解とご協力をお願いしたい。

記

	現状	変更後
日 勤	9:00～17:30 休憩 12:15～13:00	9:00～17:30 休憩 12:15～13:00
夜 勤	16:30～翌 9:30「3 人 2 交代」 休憩交代 20:00～21:00 3:00～3:30 21:00～22:00 4:00～4:30 22:00～23:00 5:00～5:30	19:45～翌 9:30「2 人 2 交代」 休憩交代 0:00～1:15 1:15～2:30
ロング日勤	_____ _____	9:00～20:45 休憩 11:30～12:15、16:15～16:30

実施時期 平成 25 年 4 月 1 日

(支部)

ただいま、2013年度業務執行体制に係る勤務労働条件について提案がなされた。

支部として、例年にわたり執行予定の事務事業と執行体制を早期に明らかにし、勤務労働条件に変更が生じる場合は誠意をもって協議することを求めてきたにもかかわらず、今年度も残り一週間を切った今日において、ようやく2013年度業務執行体制に係る勤務労働条件の提案がなされたことに、強い憤りを感じる。所属として使用者責任を果たすよう、この間全管理職が一丸となって精力的に取り組んできたのか、大いに疑問が残るところである。

昨年11月26日の市職本部と市側との団体交渉で、市側は『管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行い、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えている』として、支部・所属間に交渉委任がなされたことは周知の事実である。

そもそも、市側は労使合意なく、かつ労使交渉の限定等を行った「大阪市労使関係条例」を一方的に成立させ、昨年8月1日より条例が施行されているが、今回の件は、自ら規定した交渉事項ですら、誠意をもった対応ができていないことは明白であり、甚だ遺憾であるといわざるを得ない。

この間、どのような経過があったのか。また、ようやく今日での提案に至ったことについて、所属としてどのように認識しているのか。まず、この2点について説明がなければ、交渉に応じることはできない。

(院)

勤務労働条件については、労使間の交渉事項であり、それについては、誠意をもって対応するものであることは、十分認識しているところですが、現時点で提案を行うことを深くお詫び申し上げます。

本提案の内容は、夜勤帯の看護師の勤務時間の短縮を図り、負担を軽減するという観点からの提案であり協議のほどよろしくお願いしたい。

この間の経過としては、看護師の退職者の補充を行うべく、昨年から人事関係部局との調整を行っていたが、ご承知のとおり年明けに想定外の早期退職者の増加があり、人事関係部局との人員の調整が大幅に遅れる事態となったところである。

人事関係部局から具体的な人員数が出ない間、多様な条件を想定しての勤務体制・病棟体制の検討を行い、他方、看護師とのヒアリング時においても検討内容を伝えてきたところである。

3月に入り、人事関係部局から具体的な人員数についてようやく回答を得たので、早急に検討を行い2病棟体制の維持を決定しました。具体的には、第2病棟の3人2交代を2人2交代、夜勤帯の勤務時間を短縮することを目的としたロング日勤を導入することとし、3月11日に開催した「平成25年度の病棟体制にかかる報告会」において、その内容を現場職員に説明し、結果、現在の提案時期に至ったところである。

時間の無い中での提案であることは、十分認識しているところであるが、夜勤帯における看護師の負担を軽減するものであるので、ご理解のほどよろしくお願いし

たい。

（支部）

ただいま、院から説明と謝罪があった。説明としては不十分な点もあるが、組合員の勤務労働条件に関する事項であるので、提案について交渉に応じることとする。なお、謝罪については、この時期の提案に一番大きな影響を受けてご苦労いただくことになる現場組合員に対しても、行うべきである。

提案内容について、管理職から現場組合員への丁寧な説明や押さえといったことは、きっちりと行われているのか。

（院）

先ほど申し上げた 3 月 11 日の「平成 25 年度の病棟体制にかかる報告会」において、現場職員に対し第 2 病棟の体制について、ロング日勤を加えた 2 人 2 交代であることの説明と質疑応答を行い、平成 25 年 4 月 1 日実施の周知を図ってきたところである。

（支部）

ただいまの回答は、管理職から現場組合員へ丁寧な説明や押さえをきっちりと行ったと理解してよいのか。

（院）

そのとおりである。

（支部）

今回の提案内容について、管理職から現場組合員へ丁寧な説明や押さえをきっちりと行った旨の回答が、ただいま院からなされた。

本来であれば、支部は例年通り現場組合員に対して職場討議等の時間を充分保障したうえで、今回の提案に対する支部としての見解と最終回答を打ち出すべきところである。しかし、今年度も残りあとわずか数日であり、次年度に結着がずれこむことによる現場組合員の不利益等を考慮すると、支部として苦渋の判断ではあるが、年度内の結着に向けて努力する用意がある。

しかしながら、あくまで今回の提案内容について、管理職から現場組合員への丁寧な説明や押さえが、きっちりと行われていることが大前提であり、その上での苦渋の判断に基づくものである。

支部として、報告会は看護師全員に直接説明があったものではないと聞き及んでおり、管理職から現場組合員への丁寧な説明や押さえがきっちりと行われたとはいえない不十分な対応と考えるが、院から『そのとおりである』と回答があったため、今回の提案内容について、早急に代議員会等機関会議の場に附することとし、あらためて支部の見解をお伝えする。

現場組合員から、『管理職から現場組合員への丁寧な説明や押さえが、きっちりと行われていない』等の意見があった場合は、年度内の結着は不可能となり、その責

任は全て不誠実な対応をした院に帰することとなるが、それでよろしいか。

（院）

非常に時間の無い中での提案であるが、よろしくお願いしたい。

（支部）

これで本日の交渉を終える。